広報紙　令和8年11月号　広島南警察署
○　広島南警察署　広島市南区出汐2丁目4番65号　☎　082-255-0110
○　広島南警察署ホームページ　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police-hiroshimaminami/index.html

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

児童虐待とは

保護者がその監護する18歳未満の児童に対し、
「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」
の行為を行うことをいいます。

① 身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わす、溺れさせる、戸外に締め出すなどの行為

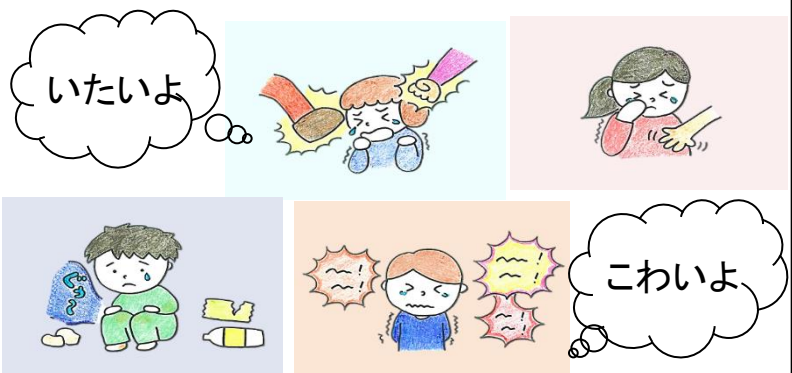
② 性的虐待
児童への性交・性的暴行、性的行為を強要する、性行為を見せる、児童のわいせつな画像を撮影するなどの行為

③ ネグレクト
児童を家に残したまま長時間外出する、ひどく不潔にする、食事を与えない、乳幼児を車の中に放置したままにする、適切な医療を受けさせない、児童の意思に反して学校に行かせない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなどの行為

④ 心理的虐待
暴力的・脅迫的な言動による脅し、無視、他の兄弟姉妹と著しく差別した扱い、子供の前で配偶者や家族などに暴力を振るうなどの行為

子どものSOS見逃さないで！

○ **顔や身体に不自然な打撲などの跡がある**
○ **着ているものや髪の毛がいつも汚れている**
○ **夜遅くまで一人で遊んでいる**
○ **戸外へ締め出されている**
○ **いつも子供の泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする**
○ **表情が乏しい、活気がない**



虐待は、子供の心身の成長のほか、情緒、行動等の発達、対人関係の構築に重大な影響を与える行為です。
子供たちを虐待から守るには、**地域のみなさんの気づきが重要**です。
虐待かもしれないと思ったら**迷わずに110番通報や下記窓口等へ連絡**してください。

☆各種相談窓口（24時間対受付）
児童虐待かも…と思ったら
児童相談所相談専用ダイヤル
局番なし「189（いちはやく）」
☆子育ての悩み
児童相談所相談専用ダイヤル
0120－189－783
（いちはやく　おなやみを）
☆親子のお悩みを匿名相談
親子のための相談LINE

